

千葉陸上競技協会小学生登録規定

(総 則)

第1条 この規定は、一般財団法人千葉陸上競技協会（以下「協会」という。） 小学生登録に登録する団体及びその選手について、必要な事項に定めるものとする。

(加入団体)

第2条 協会への登録となる団体とは、千葉県内の小学校及び陸上競技団体（クラブチーム）をいう。

(登録)

第3条 登録会員とは、第2条の所属している該当年度、小学4年生より6年生の児童をいう。また、原則として一人以上一団体(5名以上)から登録できる。

(名称)

第4条 使用できる名称は小学校名およびクラブチーム名とする。同じ名称の場合は先に登録している名称団体を優先し次の団体の登録名を変更する事とする。

(期間)

第5条 年度は4月1日より翌年3月31日とする。

(編成基準)

第6条 登録会員は次の編成を基準とする。

クラブを編成する基準としては、学校・学区・地域等にこだわらず日常計画的に同じクラブで練習していることが望ましいが、学校単位・学区単位でなくてもよい。同じ小学校に在籍する生徒であっても所属クラブが違ってかまわない。

(二重登録)

第7条 原則団体間での二重登録は禁止する。但し同一団体として協会の一般登録との二重登録は認める。

他県居住地および他県所属学校の登録は認めるが他県との二重登録は認めない。

(該当大会)

第8条 以下に開催する三大会について登録者以外は出場することはできない。但し登録されていない選手が各大会のエントリー締め切り内に登録することにより大会には出場

きる。但し小学校3年生以下はその限りではない。

全国小学生陸上競技交流大会千葉県選考会

CHIBA U13 athletics MEET

U13 Long distance RUN

THE EKIDEN

協会の主催する小学生を対象とした大会、セミナー、イベント他

(移籍)

第9条 その年度において登録後の他のクラブへの移動(移籍)は認めない。

但し、一家転住等、その他やむを得ない事情の場合はこの限りではない。この場合、千葉陸上競技協会普及育成部に所定の移籍願の様式を記入し受理後、内容を審議し移籍理由として相応しいと認めた場合のみ移籍を認める。

(登録料)

第10条 登録料は一年度、一人1000円とし加入団体からは徴収しない。登録申請より一週間以内に入金すること。また一度受領した登録料はいかなる場合も返金しない。

(登録手続)

第11条 登録する小学生は規程に定められた方法と基準で登録しなければならない。

二 登録は必要事項を記入し送付して協会の規定する登録料を期間内に入金して登録申請をする

三 登録は第11条の二の方法で手続きをして協会が発行する登録証を受け取った時点で登録が完了するものとする。

(登録取消)

第12条 次の項目に該当する場合は登録の取消を含め協会の決定に従わなくてはならない。加入団体に規定等の義務違反を行った場合も同様である。この場合、登録小学生は移籍することができる。

二 協会定款並びに同登録規定などに違反した場合

三 協会として登録会員(団体)として、ふさわしくないと判断した場合

(附 則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

令和5年4月1日(改訂)